

# 第7回地域共生社会の在り方検討会議

## ～災害支援について～

2024年 12月26日（木）

（一社）パーソナルサポートセンター常務理事  
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台理事長  
（一社）居住支援全国ネットワーク理事・事務局長  
立岡 学

# 今日お伝えしたいこと

1. はじめに
2. 災害ケースマネジメントの取り組み
3. 現状の課題

## 1. はじめに

### ワンファミリー仙台の取り組みとPSCの取り組み

#### **ワンファミリー仙台は、一言で言ってしまうと、ホームレスはじめ生活困窮者の支援団体**

で、主に困窮者の状況に応じた住まいを提供することを得意とする団体。主な事業内容は以下の図のとおり。**赤字は被災者**に特化した関係の事業を実施。

【災害ケース  
マネジメント  
普及啓発事  
業】 R3.7～

【清掃活動】  
クリーンボランティ  
ア530（ゴミゼ  
ロ）活動地域清掃活  
動  
H14.4～

路上者・生活困窮者等の  
生活支援・就労支援がベ  
ース



【住居支援・生活支援事業】  
無料低額宿泊所・日常生活支援住  
居施設事業・アフターケア  
H18.4～

【緊急支援】  
一時避難所・シェルター  
（自立準備ホーム含む）  
H21.2～  
女性シェルター  
H23.4～

【能登半島地震支援  
事業】 R6.1～

【居場所・フードバンク事業・  
おみくり事業】  
伴走型絆構築センターサロ  
ン・アンファミーユ  
「一家族の墓」  
H22.12～

【無料弁護士相談】  
毎週金曜日午後  
H21.5～

【居住支援法人ワン  
ファミリー】  
H30.11～

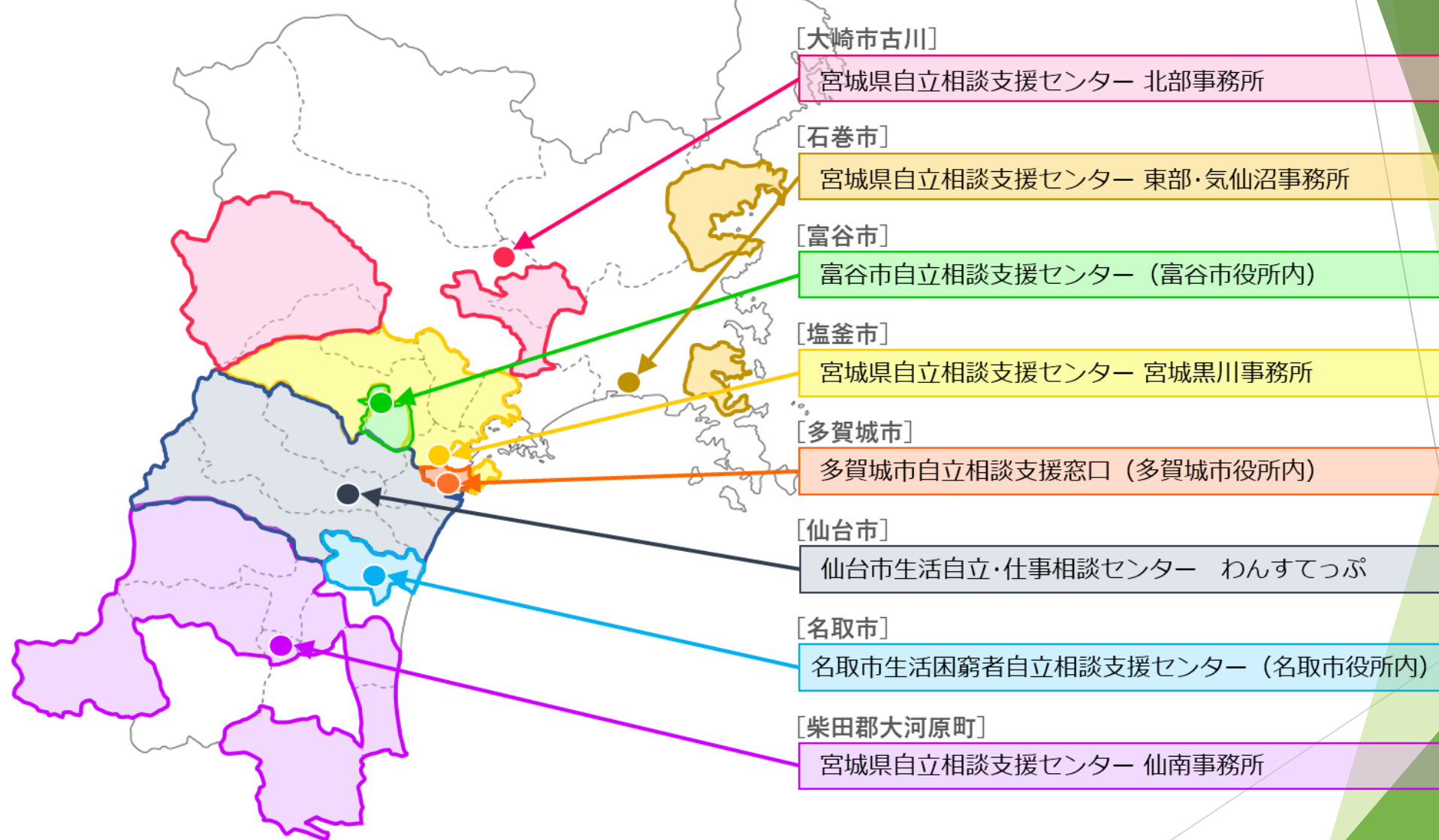
【（障がい者）グループ  
ホームワンファミリー事  
業】 H28.12～

【（障がい者）相談  
支援事業所ワンファ  
ミリー事業】  
H28.12～

【地域生活定着  
支援センター】  
H22.2～

## 1. はじめに

### ワンファミリー仙台の取り組みとPSCの取り組み

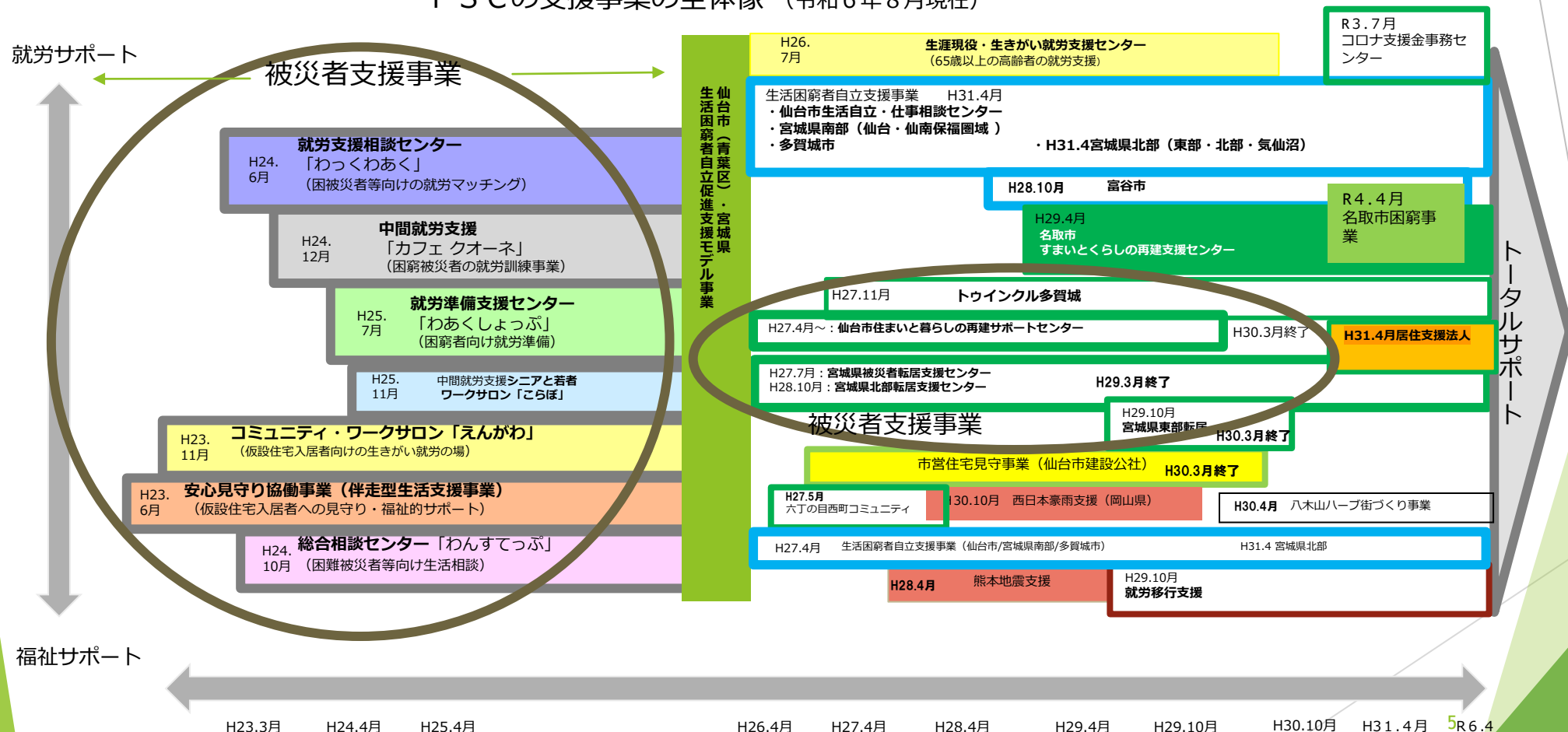


被災者支援からスタートしたPSCが生活困窮者自立支援事業を実施している宮城県内の地域

# 1. はじめに ワンファミリー仙台の取り組みとPSCの取り組み

**PSCは2011年3月3日に設立。被災者支援から被災者支援事業をスタートし、現在は生活困窮者の相談支援を中心に自立に向けた支援事業を展開**している団体。居住支援や就労支援を得意とする

P S C の支援事業の全体像（令和6年8月現在）



被災者支援を経験し、わかったことは、仮設住宅から次の住まいを決めることができない世帯はの多くは困窮世帯や身寄りの少ない孤立・孤独の人、また家族の意見がまとまらない世帯だった

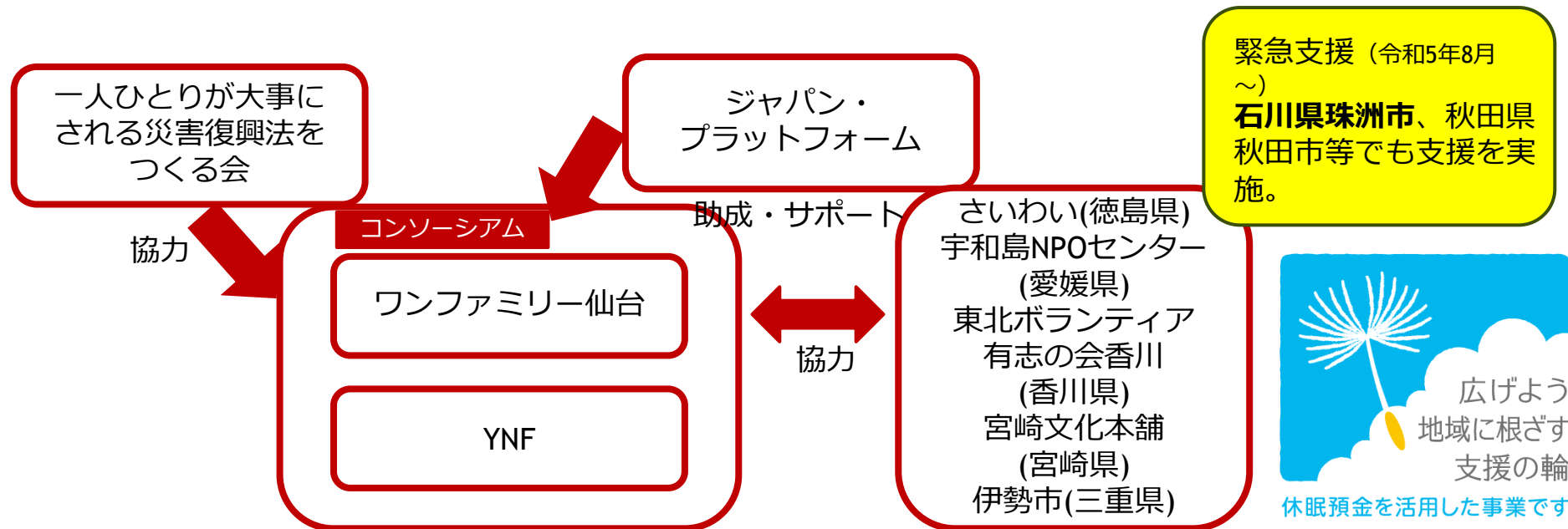
## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 災害ケースマネジメントの普及啓発事業

本事業はNPO法人ワンファミリー仙台(仙台市)、NPO法人YNF(福岡市)がコンソーシアムを組み、NPO法人ジャパン・プラットフォームを配分団体として、休眠預金を活用し2021年より開始。一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会の協力により実行している。

**事業の主たる目的としては、被災者一人ひとりの事情に合わせて支援を行う「災害ケースマネジメント」のノウハウを南海トラフや首都直下地震などのリスクが懸念される地域や豪雨災害の多い九州地方などに移転することで、災害時に被災者が孤立をし、生活再建が進まない世帯が生じることを防ぐ。**

2021年の事業開始より、2023年9月までの間に徳島県、福岡県、愛媛県、香川県、宮崎県、三重県など地元の民間団体等をパートナーとして、研修事業を中心に開催している。



## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 災害ケースマネジメントの普及啓発について

#### 研修内容

- 『災害ケースマネジメントって何?』講師:大阪公立大学准教授 菅野拓氏
- 『災害ケースマネジメントのあらまし』講師:兵庫県弁護士会会長(当時) 津久井進氏
- 『東日本大震災時における仙台市の被災者生活再建プログラムの策定と実践について』  
講師:仙台市健康福祉局障害福祉部長 西崎文雄氏
- 『大規模災害があったときの生活再建を学ぶ』～被災者生活再建カードワークショップ～  
講師:日本弁護士連合会災害復興委員会副委員長 永野海氏
- 『台風19号被害における被災者支援の課題』講師:日本弁護士連合会災害復興支援委員会副委員長、宮城県災害復興支援士業連絡会副会長、日本災害復興学会理事 宇都彰浩氏
- 『被災者を支援する支援者をサポートする中間支援の役割』社会福祉士 真壁さおり氏
- 「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について-重層的支援体制整備事業を活用した平時から被災者支援の取組み-」講師:厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室長 米田隆史氏
- 「宇和島市における重層的支援体制整備を活用した被災者支援」講師:宇和島市高齢者福祉課長兼地域包括支援センター所長 岩村正裕氏
- 「フェーズフリー・災害ケースマネジメント・地域共生」の視点で地域づくりを考える  
コーディネーター:菅野拓氏(大阪公立大学准教授)  
パネリスト:新井大地氏(内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)付参事官補佐)  
パネリスト:谷本友子氏(特定非営利活動法人宇和島 NPO センター代表理事)  
パネリスト:米田隆史氏(厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室長)  
パネリスト:岩村正裕氏(宇和島市高齢者福祉課長兼地域包括支援センター所長)



令和6年3月31日現在

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 休眠預金（通常枠）事業成果

徳島県の取組みのなかに、**「徳島県災害ケースマネジメント手引書」の策定**について（2023年3月31日）

徳島県では、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの甚大な被害が想定される大規模自然災害の発生が懸念されており、被災者の早期の生活再建を図るためには、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援が重要です。今般、県及び市町村が民間団体と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため「徳島県災害ケースマネジメント手引書」を策定しました。

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2023033100019/>

[https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2023033100019/files/Tokushima\\_DCMguidebook.pdf](https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2023033100019/files/Tokushima_DCMguidebook.pdf)

### 公募型プロポーザル方式による企画提案募集「**災害ケースマネジメント総括支援員研修実施業務**」

徳島県においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの甚大な被害が想定される大規模自然災害の発生が懸念されており、「誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建」を図るためには、避難所運営や物資確保などとともに、被災者一人一人の被災状況や生活などの実情に即した支援を講ずることが重要である。そのため、平時からの官民連携による被災者支援の体制が構築できるよう地域の被災者支援の担い手に対し、**災害ケースマネジメントを統括できる人材として育成する研修を実施する。**

→この事業において、**ノウハウ移転先の「一般社団法人さいわい」が実施団体に採択**される。

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 災害ケースマネジメントとは



#### 【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

#### 【課題】

- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

被災者、被災世帯の状況や希望に応じた支援をすすめていく考え方を「災害ケースマネジメント」といわれる様になった。

しかしながら災害ケースマネジメントはそもそも被災者の仮設住宅から、生活再建をすすめるための出口支援だった。

**被災者の自立・生活再建の早期実現、**

**コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**

出典：令和5年8月21日  
内閣府「災害ケースマネジメントの取組について」

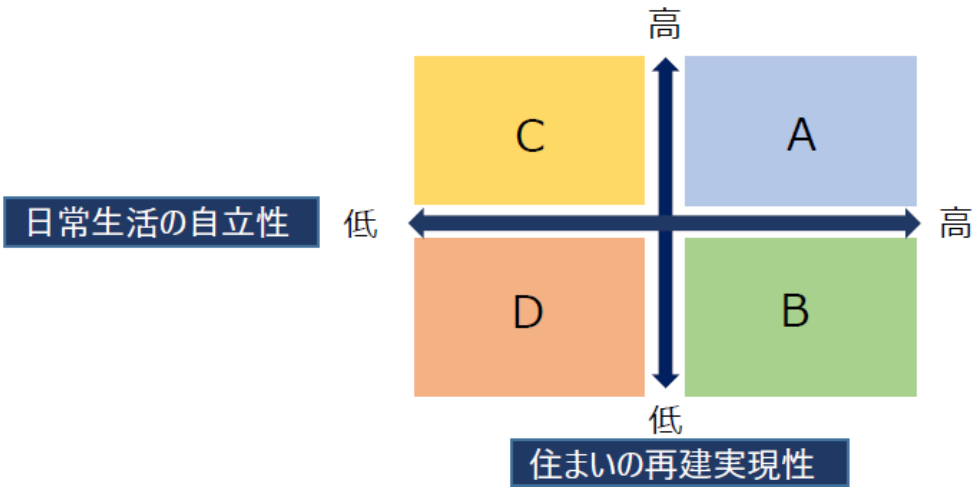
2. 災害ケースマネジメントの取り組み

アセスメントによる区分のイメージ



| A                                                                                     | B                                                            | C                                                                                                                            | D                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳幼児がいる世帯。両親は共に就労している。家屋の被害状況は一部損壊。何とか補修は出来そうだが、安全面への不安から、町外転出を考えている。天候が悪いと子どもが不安定になる。 | 自宅は大規模半壊で家屋の複数箇所に被害がある。就労しているが再建費用が足りない。家族に要配慮者はおらず、健康状態は良好。 | 老夫婦二人暮らし。夫要介護。家屋は一部損壊。年金生活だが修復可能。車を失い移動に制限あり。Aコープが閉店したため、食品等の購入に不自由しており、食事内容に変化あり。発災直後は心身に不調。生活用品が流されて不足している。ネットは使えず情報は不足気味。 | 70歳独り暮らし。自宅は大規模半壊、現在仮設住宅入居。年金生活を送っており、仮設住宅以降の見通しはない。サービス利用はないが介護認定を受けている。発災直後は心身不調だった。支援情報は難しくてよくわからず、地区の人と離れ寂しい。発災以降、あまり人と話していない。（見守りの必要性が高い） |
| 生活再建可能世帯                                                                              | 住まいの再建支援世帯                                                   | 日常生活支援世帯                                                                                                                     | 日常生活・住まいの再建支援世帯                                                                                                                                |

出典：ダイバーシティ研究所



災害ケースマネジメントの出口支援の手法は東日本大震災の仙台市の取り組みが原点。

そもそもは仮設住宅から次の住まいに転居するときに、4分類に区分し、被災した全世帯を明確にし、支援が必要な世帯に注力をかける取り組みからはじまる。

この図でいけば、日常生活に不安があり、住まいの確保も難しい被災者に対し、丁寧な支援をすすめた。

出典：令和5年8月21日  
内閣府「災害ケースマネジメントの取組について」

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 災害ケースマネジメントケース会議



- アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた個々の被災者について、アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。
- ケース会議は、個々の被災者ごとに抱える課題が異なるため、課題に応じて会議の参加者を検討する。
- ケース会議では、被災者の支援方策を検討する関係上、取扱いに注意すべき個人情報を取り扱うことがあるため、特に配慮が必要となる。

#### 【ケース会議で取り扱う議題の例】

- ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
- 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
- 支援方策の決定・順位付け
- 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
- 被災者支援に係る役割分担の確認

#### 【ケース会議の構成員の例】

- ケース会議の構成員は、
  - ・ 地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、
  - ・ 社会福祉協議会、社会福祉士等福祉関連業務従事者、
  - ・ 弁護士、建築士、司法書士等の士業関係者、
  - ・ NPO等の民間団体、民生委員等が想定される。

被災者が必要とする支援は、自立・生活再建の段階によって異なることが想定されるため、ケース会議の構成員についても段階に応じて適宜見直していくことが想定される。例えば、この段階であれば、弁護士や建築士、平時の福祉サービス提供者、ファイナンシャルプランナー等、平時の生活に戻っていくための支援へのニーズが高くなると考えられる。

#### 【留意点】

- ・ ケース会議は、個人情報保護の観点からも委託先等にまかせきりにせず、市町村が関与して実施することが望ましい。
- ・ ケース会議の運営を委託している場合であっても、市町村が構成員の選定や支援関係機関、関係者の調整・連携、個人情報の管理等、他の災害ケースマネジメントの取組と比較してより主導的に関与することが望ましい。また、委託契約において特に個人情報に係る守秘義務に注意する。
- ・ ケース会議で支援を検討する際には、その後の課題の発生まで見据える必要がある。長期的な視点で被災者の自立・生活再建を支援することが重要であり、数年後に生活困窮に陥る可能性がないか等についても考慮することが望ましい。

仙台市では生活再建支援ワーキンググループという名称で実施。

どのような会議かといえば、**自治体の生活再建部署の担当者、福祉部局の担当者、見守り支援の地域支え合いセンターを担っていたPSCや仙台市社協などが一同に会し、定期的に先ほどの4分類に分けた世帯の進捗状況を確認しあう会議**を続けていった。

出典：令和5年8月21日  
内閣府「災害ケースマネジメントの取組について」

### ③ 災害ケースマネジメントという考え方

結果として、仙台市は5年で仮設住宅供与期間を終了させる。

5年で終了させることができたことは、被災者生活再建プログラムで困難な被災者のケースを丁寧に1件1件ずつ、支援をし、被災者に寄り添ったかたちでの生活再建をすすめていただけである。急がば回れではないが、ほぼすべての被災者のケースを被災者生活再建支援担当課は把握していた。

災害ケースマネジメントケース会議  
のイメージ図

被災Aさん世帯のためのケース会議

【社協】 支え  
合いセンター  
として訪問し  
た被災Aさんの  
様子などを情  
報共有

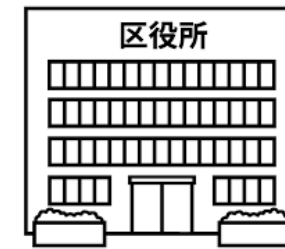


被災Aさんの世帯

各情報を基に4分類にわけ、それぞれが取り  
組むことを決め、次月会議までに進捗を報告。  
仮設住宅退去するまで継続実施



【市】生活再建  
についての意向  
調査情報と市職  
員（シルバー人  
材センター）の  
訪問調査情報を  
共有



【区役所（福祉事  
務所）】被災Aさ  
んの世帯における  
福祉制度活用に関  
すること等を情報  
共有

【PSC】被災Aさ  
ん世帯の転居につ  
いての相談内容と  
希望などを情報共  
有



PSC支援員

社会福祉法106条の6  
「支援会議」のイメージ

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 民間団体による支援の例



**PSCとYNFが内閣府  
防災の資料に掲載され  
たもの**

#### <見守り・相談の実施、転居支援の例>

- 東日本大震災の被災者への支援として仙台市は、NPO等と協働し、被災者伴走型生活支援事業を実施した。この事業は、特に沿岸地域の県内市町や福島県から避難してきた被災者が主に入居した建設型応急住宅への個別訪問等の支援を行うものである。（平成23年6月～）
- この事業を担ったのが、平成23年3月3日に設立した一般社団法人パーソナルサポートセンター（以下、PSC）である。PSCは14のNPO等が連携し、組織した団体で、各NPOが支援してきた高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの自立支援のノウハウを活用し、被災者のニーズや復興のフェーズにあわせ、傾聴中心の訪問支援、個別のケースに対応する支援、仮設住宅内の住民同士の交流や軽作業（仕事）を提供するコミュニティワーク支援、ひとりひとりの希望や個性にあう仕事を見つけ、企業とマッチングする伴走型就労支援事業などを実施してきた。
- 2015年4月からは、仙台市内の応急仮設住宅等に入居する被災者のうち、復興公営住宅の抽選に漏れた低所得・低資産の方や世帯主のDV等により復興公営住宅に入居できない方など、制度の狭間に陥った被災者に対し、仮設住宅からの転居に関する相談をうけ、住まいの確保と転居後も可能な限り転居先に住みつけられることができる支援（具体的には、通院への配慮や制度上の福祉サービスが転居しても継続して使える場所の選定など。）を実施している。
- 2018年3月の当該事業終了までに、291件の相談を受け付け、延べ4,558件対応し、189件の転居支援を行っている。
- 現在、この転居支援のノウハウを活かし、住宅確保要配慮者居住支援法人として、住まいに困っている方に伴走型の住まいと住まい方の支援を実施している。

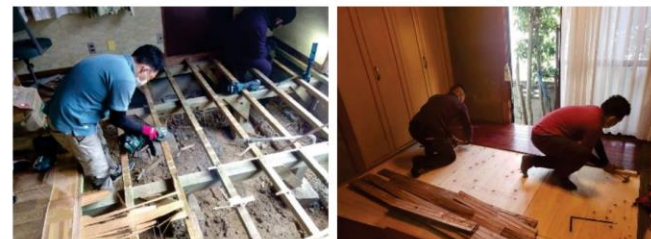


#### <修繕支援の例>

- 特定非営利活動法人であるYNFは、2017年7月に発生した九州北部豪雨の災害支援をきっかけに設立され、被災者一人ひとりの「生活再建」を目的に「在宅被災世帯」を中心に支援活動を行う団体である。これまで、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨などの特定非常災害のほか、令和3年8月の大雨や令和4年台風第14号など局所的な災害でも支援活動を実施している。
- 個別訪問や相談支援のほか、浸水被害後の家財出しや床下乾燥対応などの家屋保全作業や軽微な修繕作業などに取り組んでいる。
- 個別訪問は、被災エリアでローラー訪問を行い、住まいの再建が可能かといった視点で聞き取りを行い、損保未加入世帯などの「修理費が十分に工面できない」可能性がある世帯に対し、応急修理制度や生活再建支援金などを活用した修繕プランを提案し、予算が不足する場合には、床板貼やクロス貼り、壁の塗装など家屋の軽微な修繕を実施している。
- 相談支援として、個別訪問等で出会った支援制度を十分に理解できていない被災者や自ら行政窓口を訪問できない被災者に対して、個別に再建プランを提示するほか、行政窓口への同行支援も行っている。
- このほか、相談内容に専門性や資格等が必要な場合は、建築士の資格を持つスタッフが対応するほか、弁護士などの専門家へつなぎ、課題解決まで伴走している。
- 「修理費用の不足」に代表される既存の枠組みで対応できない被災者の課題に対しては、利用できる支援制度を活用した上で対応している。

（令和4年台風第14号での事例）

- 内水氾濫による被害を受けた80代高齢者夫婦の世帯の例。RC造であったため、家屋内の床が全て利用できる状態ではなかったが、罹災証明書は「準半壊」。生活費や貯蓄から修理費用を捻出することが難しかったため、応急修理制度や見舞金等を利用してキッチン・廊下の床を修理。和室2室、洋間1室については、YNF及びボランティアにて中古畳の供与や修繕を行い対応した。
- 作業にあたっては、YNFスタッフの建築士が作業プランを立てるほか、困難な作業に関しては建築業者がボランティアとして対応するなどして、作業を進めた。



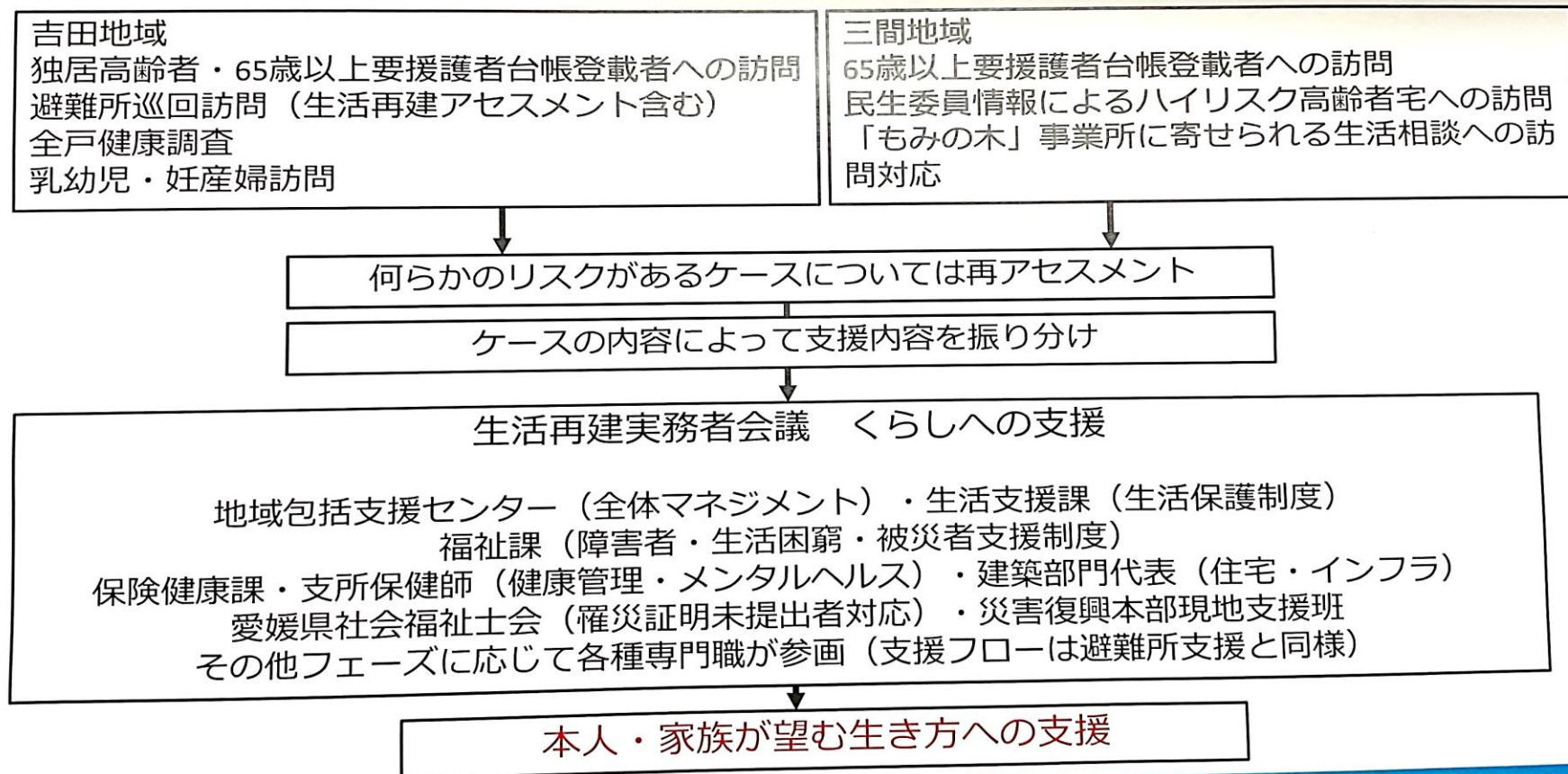
出典：令和5年8月21日  
内閣府「災害ケースマネジメントの取組について」

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 被災者の生活再建に向けた取り組み（第2フェーズ）



#### 発災当初行ったアセスメント



西日本豪雨災害で甚大な被害があった愛媛県宇和島市の事例

災害ケースマネジメントという言葉を知らないの状況化において、**被災した市民にお詫びをしながら、宇和島市の福祉部局がヒヤリングをし、ひとりひとりをアセスメントしたときの取り組み**資料

（※11月26日登米市災害ケースマネジメント研修会の岩村正裕さんの資料）

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 新生活再建実務者会議・WGの累計



生活再建の問題について4類型に分けそれぞれワーキンググループを組織。検討組織を小規模化することでプランに係る検討会議が頻回となり、再建に向けたプランが強化される。

#### **住まいの確立（住まいの再建にかかるグループ）**

内容：物件探し（被災者優遇物件の検討）、新たな住まいの財源にかかるプランニング（各種支援制度、リバースモーゲージ等）、建替にかかる情報提供等

#### **経済的安定（経済的に再建が難しい世帯グループ）**

内容：債務超過による生活再建の停滞、豪雨被害による収入の減少、生活保護に至らない生活困窮者、状況を改善するためのファイナンシャルプランニング等

#### **健康（心身の状態が悪化し再建が難しいグループ）**

内容：身体の状態の悪化、うつ・PTSD発症者への心のケア、環境の変化による認知症状の悪化等

#### **複合案件（複合的な問題をかかえ再建が難しいグループ）**

内容：親が認知症かつ子どもが障害かつ債務超過状態に陥っている世帯、高齢かつ収入が少ないかつ健康状態が悪化し、仮設住宅から転居できない世帯等

宇和島市が災害ケースマネジメントという言葉を知り、**被災者を4分類にした資料**

（※11月26日登米市災害ケースマネジメント研修会の岩村正裕さんの資料）

## 2. 災害ケースマネジメントの取り組み

### 圏域ケア会議でテーマとして災害を選択 (第3.5フェーズ)



目的：圏域毎に地域課題を整理し、市全体で協議する地域ケアネットワーク会議に結び付け、住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケア体制構築に努める。

検討メンバー：主任介護支援専門員、社会福祉協議会地域福祉課、宇和島市保険健康課の地区担当保健師

#### ●吉田【災害を通じた専門職による定例会】

→検討メンバーに加え、地域の病院（地域連携室）や災害関連部署（市長公室現地支援班、地域支え合いセンター）も参加。定期開催することで、専門職が互いの役割を知り、理解を深めていくことができた。再び発生する災害に備え、平常時から取り組む必要があることがみえてきた。

例）災害時、被害を受けた多くは要配慮者（認知症、地域から孤立している人、生活困窮者等）。地域に埋もれている要配慮者に対して、早期の段階で多職種が関わり、早期対応でリスクを回避する 等

地域の高齢者支援は、行政・専門職だけでは限界。行政だけでなく、地域で見守ることが大切であるため、今後は「地域の核」である人や団体と、行政・専門職がどうつながっていけるかが課題。

2024.11.26 登米市災害ケースマネジメント研修会

## 宇和島市の事例

### 復興がすすむなか、 平時における地域ケ ア会議に災害をテー マにし孤立・孤独問 題を考えた宇和島市 の取り組み資料

（※11月26日登米市災害ケースマネジメント研修会の岩村正裕さんの資料）

2. 災害ケースマネジメントの取り組み

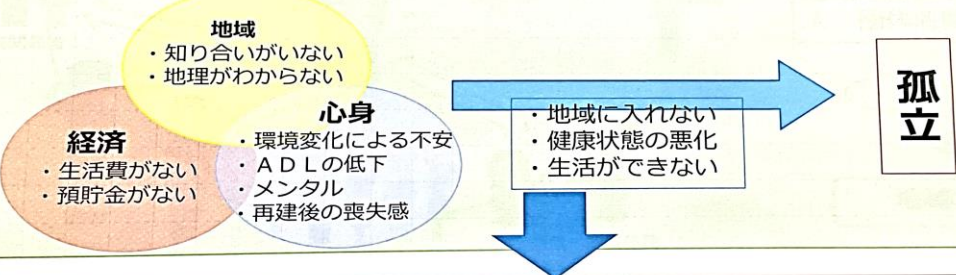
宇和島市の仮設住宅退去後、地域のつながりを強化した宇和島市の取り組み資料

被災者の生活再建に向けた体制（第4フェーズ）



「新生活再建支援プログラム（終の棲家の確定）」により、仮設住宅等から退去し、新たな生活を開始している被災者が出ている。しかしながら、新たな生活拠点にて生活する中で、新たに問題を抱える被災者も出ており、再建後、安心して暮らせるように支援を行う。再建後、孤立リスクの高い被災者を中心に支援を実施し、地域とのつながりを支援し、安心して暮らせるまちを目指す

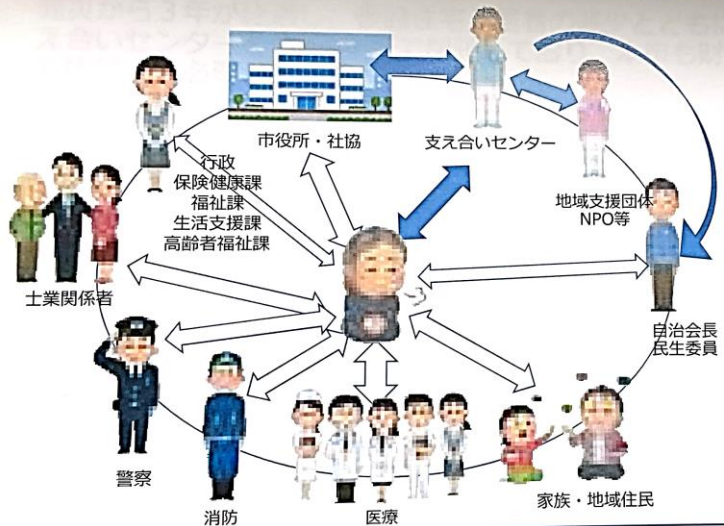
課題：3つの不安（地域、経済、心身）



目的：つながりを築き、再建後の孤立を防ぐ

2024.11.26 登米市災害ケースマネジメント研修会

地域つながり新生活見守り支援プログラム



被災者の新生活を支援

地域の紹介

被災者へ地域をつなぐ場、人、団体を紹介

地域見守り体制の支援

地域で活動する場、人、団体活動を支援

個の支援

地域の支援

新コミュニティへの加入、地域のつながり、地域の利便性の確保、場所づくり、人づくり、サポート（支える側へ）

2024.11.26 登米市災害ケースマネジメント研修会

（※ 11月26日登米市災害ケースマネジメント研修会の岩村正裕さんの資料）

2. 災害ケースマネジメントの取り組み

復興支援から重層事業への再転換



発災から3年が経過し、仮設住宅入居者の減少とともに近隣市においては地域支援合いセンターを令和3年度で閉鎖しており、本市も財源の縮小から継続について検討する必要があった。

令和4年度以降も、被災した家屋が土砂災害特別区域（レッドゾーン）にあり、終の棲家が確定しない世帯があること、また災害支援を通して地域支援合いセンターが身につけた「寄り添い」のスキルは、生活困窮や認知症への支援に活きると感じ、重層事業を委託することで運営継続とした。

同時に復興担当課（復興調整班）の解散も見えてきた中、令和4年度から被災者支援を再び「我が丸（重層）」事業に帰すこととし、仮設住宅の生活再建に係るプランと生活困窮世帯のプランを同一会議（重層的支援会議）で協議することとした。

2024.11.26 登米市災害ケースマネジメント研修会

（※ 11月26日登米市災害ケースマネジメント研修会の岩村正裕さんの資料）

宇和島市は「わが丸」から被災者支援を経て、「重層的支援体制整備事業」に移行し、地域力が高めていった

9月で被災者支援から重層支援に移行



1 「新生活再建支援」生活再建世帯の検討世帯数について

| 住居    | 分類変更 | 担当者変更 | 終結  | その他 | 計   |
|-------|------|-------|-----|-----|-----|
| 仮設住宅等 | —    | —     | 1世帯 | —   | 1世帯 |
| 在宅    | —    | —     | —   | —   | —   |

終結世帯「新生活見守り支援プログラム」総行なし

2 仮設住宅等世帯数および世帯の分類について

|                              | 前回  | 今回  |
|------------------------------|-----|-----|
| 仮設住宅等入居世帯数                   | 1世帯 | 0世帯 |
| 参考：令和元年10月1日時点 109世帯（▲103世帯） |     |     |
| 【分類①】生活再建可能世帯                | 0世帯 | 0世帯 |
| 【分類②】日常生活支援世帯                | 0世帯 | 0世帯 |
| 【分類③】住まいの再建支援世帯              | 1世帯 | 0世帯 |
| 【分類④】日常生活・住まいの再建支援世帯         | 0世帯 | 0世帯 |

3 在宅被災世帯フォロー数および世帯の分類について

|                                  | 前回  | 今回  |
|----------------------------------|-----|-----|
| 在宅被災世帯フォロー数                      | 0世帯 | 0世帯 |
| 参考：令和元年10月1日時点 31世帯（▲31世帯）       |     |     |
| 最大フォロー世帯：令和2年2月25日時点 33世帯（▲33世帯） |     |     |
| 【分類①】生活再建可能世帯                    | 0世帯 | 0世帯 |
| 【分類②】日常生活支援世帯                    | 0世帯 | 0世帯 |
| 【分類③】住まいの再建支援世帯                  | 0世帯 | 0世帯 |
| 【分類④】日常生活・住まいの再建支援世帯             | 0世帯 | 0世帯 |

令和2年2月25日：2世帯追加

4 応急仮設住宅6年目供与期間延長対象世帯の状況

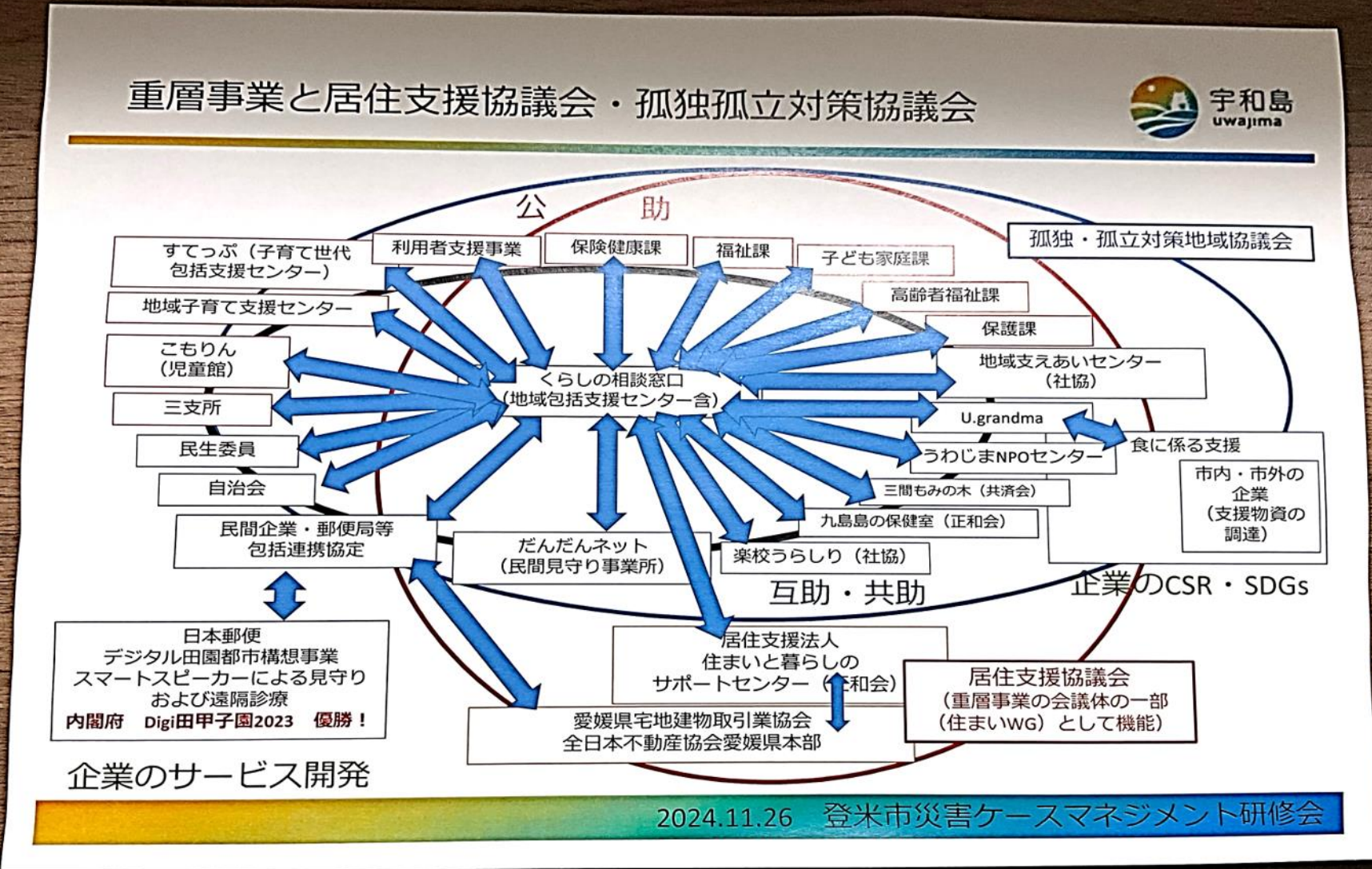
みなし仮設4世帯（供与期間：令和6年7月5日（金）で終了）4世帯共にみなし仮設住宅を賃貸契約し、継続居住となった。加算支援金申請は、4世帯全ては申請済み。（申請期限：令和6年8月4日）その後見守りや相談等の支援が必要な世帯は通常業務に移行し、支援が途切れないうち、継続的な支援体制に繋げて行く。（8月15日2世帯終結）

みなし仮設の貸与期間（6年）を終え、7月で終了。新たに賃貸契約を締結し、当面は住み続けることとなっている。

→被災者支援から通常支援に移行。住まい（終の棲家）の問題として支援は継続。

26 登米市災害ケースマネジメント研修会

2. 災害ケースマネジメントの取り組み



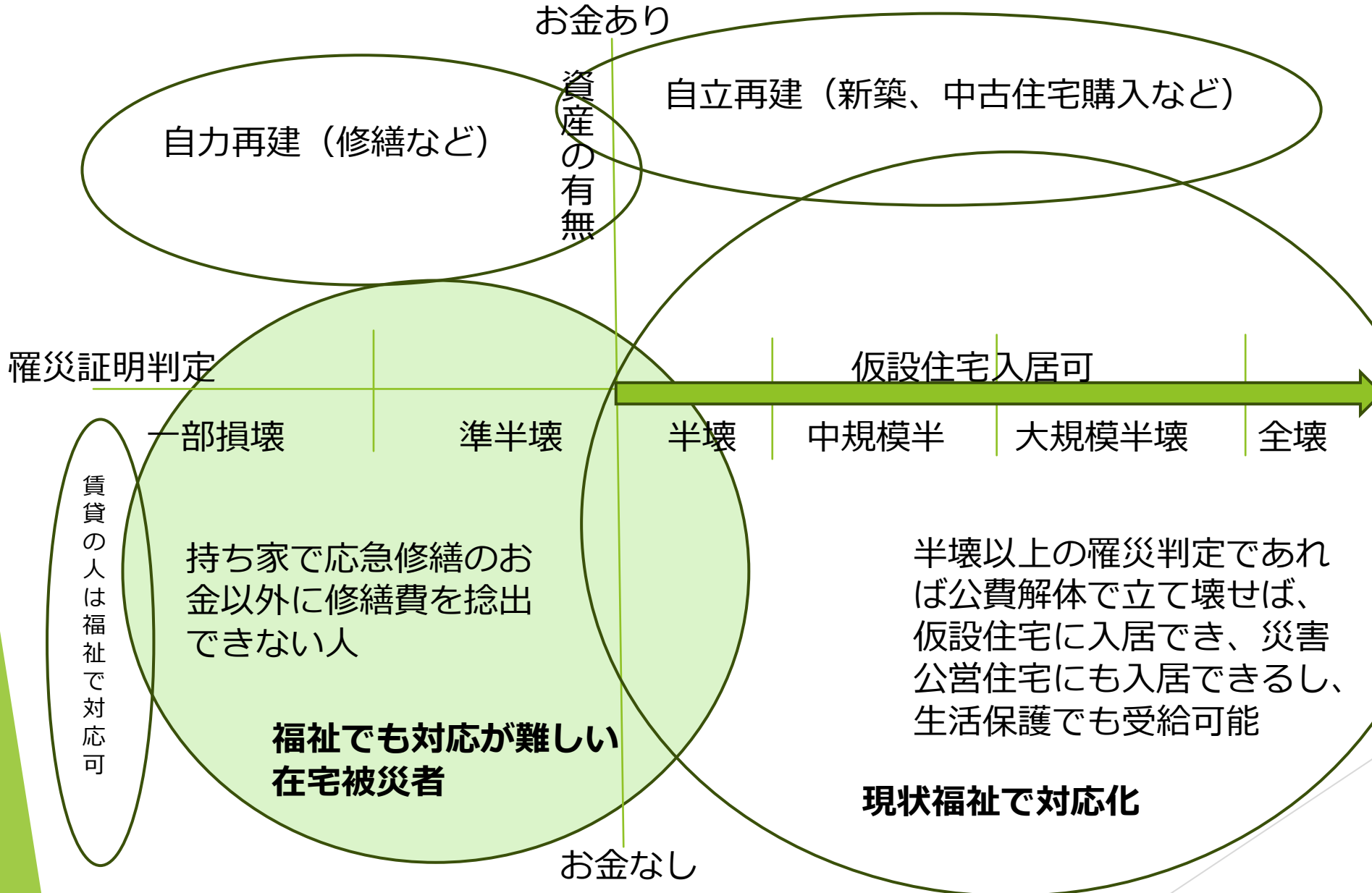
宇和島市は西日本豪雨災害を経て、災害ケースマネジメントの考え方から最終的に平時における宇和島市の課題である少子高齢化、人口減少社会にも対応するプラットフォームを作り、重層のみならず居住支援協議会、孤立・孤独対策にも広げている取り組み。

地域共生社会を実現していると思われる。

(※ 11月26日登米市災害ケースマネジメント研修会の岩村正裕さんの資料)

### 3. 現状の課題

## 現状において支援が難しい被災者



大規模な災害においては、被災者に寄り添うための地域支え合いセンターが設置される。ただ見守り訪問はできるけれども、被災者支援制度を学んでいないために生活再建の相談に対応できていないのが状況。

福祉は資産がない人々  
たちへの対応は可能だが、  
価値のない資産でも資  
産がある人への対応が  
難しい。

専門家（建築士、弁護士）を被災者につなぐソーシャルワークは可能だが、それも平時に土業とつながりをもっている一部のワーカーに限られている。 19

### 3. 現状の課題

- 石川県被災高齢者等把握事業を実施し、老健局は日本ケアマネ協会を、社援局障害福祉部は日本相談支援専門員協会の職能団体を現地に派遣。能登5市町の在宅被災者や要支援者の安否確認・訪問等を災害支援NPOと連携して実施した。残念ながら資格になっていないためなのか、社会・援護局から生活困窮の自立相談支援員へ派遣依頼がなかった。
- 重層的支援体制整備事業と災害支援の親和性が高いなか、毎年どこかで大規模な災害が発生するなか、愛媛県宇和島市や愛知県岡崎市の様に平時の地域づくり（重層の枠）のなかに災害支援の要素を入れ込んでおく必要があるのではないか。
- 被災者からの生活再建相談において、スタートは「住み慣れた自分の家を修繕して住むことができるのか？」という率直な疑問を専門職からアドバイスをもらうことなしに、前には進みにくいため、平時から建築士や弁護士との連携の仕組みをつくりあげておく必要がある。すでに重層の仕組みや困窮の仕組みで土業連携を実施している自治体もあるし、仙台のPSCでも平時の枠組みで実施（弁護士、司法書士、建築士、宅建士、臨床心理士などが1人の相談者の相談に応じるなんでも相談会の仕組み）している。平時にできていないことは、災害時にほぼできないので、平時に取り組んでおく必要があるし、「今後の見通しがたたない」という理由の災害関連死を予防する効果があると思われる。
- 半壊と準半壊の判定差が受けられる支援の差が極めて大きいため、準半壊以下の生活再建支援は何もできない状況にあり、YNFなどのNPOが完全にボランティアで応急修繕の費用額ではねん出できないところを寄付等を活用し修繕している実態があり、ここは何等かの改善をすすめなければならないのではないか。

### 3. 現状の課題

○ 被災者の支援制度は平時の福祉制度の延長線上にある。ただ被災者支援制度（災害法制）を学ぶ機会がないために、被災者からの生活再建の相談に対応できないのが現状である。社会福祉士などの福祉専門職が被災者支援制度を学ぶ様な仕組み（試験科目にいれる）に変えていくか、様々な相談支援機関に被災者支援制度を学ぶ機会（基礎研修等にいれこむ）をつくる様に仕組みにする必要があるのではないか。特に参考となるのが、永野海先生の「被災者生活再建支援ゲーム」を実施し、罹災証明に対し、被災者がどの様な支援を受けられるのかを学んでおく機会が必要ではないか。

○能登半島地震の被災地においては、そもそも持ち家率が高く、住宅ストックが少ないなか、公費解体が進み、修繕すれば住める家だとしても解体の方にながれているため、（支援者も支援するにも住まいがないため）空き家の利活用をうながすために空き家調査をスタートさせようとしている。空き家の問題は特定空き家のみならず、地域の問題でもあるため、平時から災害時のことを想定し、空き家についての取り組みも地域づくりの1つとして仕組みとして位置付ける必要があるのではないか。

# 〈支援制度・虎の巻〉

## 自分が使える支援制度を探す！

半壊以上 世帯で  
解体/修理/賃借人

| 現在の生活場所                                                                                                         | 気難に相談                                                                                                                       | 借財(貸金)返済                                                                                                                    | 100万円<br>(半壊は3/4)                                                                                                                | HPで確認                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>                                         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>ボランティア<br/>専門家支援</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>火災(地震)<br/>保険・共済</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>100万円<br/>基礎支援金</p> </div>       | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>自治体の<br/>独自支援</p> </div>                                     |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>                                         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>？ 万円</p> </div>             | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>250/500万円</p> </div>        | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>250～ 万円</p> </div>               | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>税金が戻る</p> </div>                                             |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>仮設住宅</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>義援金</p> </div>              | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>災害支援<br/>資金貸付</p> </div>    | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>雑損控除<br/>(災害損失金)</p> </div>      | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>能登地震では<br/>国や自治体の<br/>追加支援が<br/>相次ぎます<br/>WEBを検索！</p> </div> |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>                                         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>最終的な住まい</p> </div>          | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>解体費無料</p> </div>            | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>50～200万円<br/>(半壊は3/4)</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>上限5500万円</p> </div>                                          |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>                                         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>公費解体</p> </div>             | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>災害復興<br/>住宅融資</p> </div>    | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>災害復興<br/>住宅融資</p> </div>         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>被災者<br/>生活支援</p> </div>                                      |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>                                         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>公費解体</p> </div>             | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>災害復興<br/>住宅融資</p> </div>    | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>災害復興<br/>住宅融資</p> </div>         | <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #f0f0f0;"> <p>被災者<br/>生活支援</p> </div>                                      |

下の〈被災者支援カード〉も一緒にみながらど分かやすいよ！





2024. 3. 30 能登半島地震特別版 弁護士 永野 海

## 出典：永野海先生のHPひさぽより